

00271

昭和37年10月12日 金曜日 鳥取県公報 第3568号

毎週火・金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

昭和三十七年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所  
所及び氏名  
道路の位置の指定場所  
及び延長

○番地 東の二 一〇九の一五  
安来市七一 米子市上後藤字浜道通堂 幅員 四・〇米  
松田 秀寿 // // // // 延長 四一・四米

道路の巾員  
及び延長

幅員  
四・〇米

## ◇告示

道路位置の指定

市町村民生委員定数

基準看護施設等の承認

## ◇教委告示

定例教育委員会の招集

## ◇公安規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一  
部改正

鳥取県告示第五百七十四号

民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)第四条

の規定により、市町村別民生委員定数を別表のよう規定  
め、昭和三十七年十二月一日から施行する。

昭和三十七年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百七十三号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)

第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十七年十月一二道路の位置を指定したので、同規則第十二条の規定により告示する。



秘書に關すること。

二 鳥取県公安委員会委員長及び鳥取県公安委員会並びに本部長及び鳥取県警察本部（以下「本部」という。）の公印の管守に關すること。

三 鳥取県公安委員会の庶務に關すること。

四 機密に關すること。

五 公文書類の接受、發送、編集及び保存に關すこと。

六 一般統計に關すること。

七 広報に關すること。

八 鳥取県議会との連絡に關すること。

（会計課の所掌事務）

第四条 会計課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 予算、決算及び会計に關すること。

二 財産及び物品の管理及び処分に關すること。

三 金錢及び物品の出納に關すること。

四 会計の監査に關すること。

五 庁舎及び宿舎の營繕に關すること。

六 遺失物に關すること。

（警務課の所掌事務）

第五条 警務課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 組織及び定員に關すること。

二 人事及び給与に關すること。

三 恩給及び退職金並びに公務災害に關すること。

四 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に關すること。

五 所管行政に關する企画及び調査に關すること。

六 法令案の審査に關すること。

七 事務の合理化に關すること。

八 服務及び監察に關すること。

九 表彰及び懲戒に關すること。

十 本部の宿泊直に關すること。

十一 本部庁舎の防護に關すること。

十二 裝備に關すること。

十三 通信の使用管理に關すること。

十四 福利厚生に關すること。

十五 健康管理に關すること。

十六 共済組合、共助会及び互助会に關すること。

十七 前各号に掲げるもののほか、他課の所掌に屬しないこと。

（教養課の所掌事務）

第六条 教養課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 一般教養に關すること。

二 学校教養に關すること。

三 術科の訓練に關すること。

四 教養施設、資器材の整備及び運営に關すること。

五 音楽隊に關すること。

六 機関誌の編集及び発行に關すること。

（刑事部の分課）

第七条 刑事部に次の三課を置く。

一 刑事課（

二 捜査課（

三 識識課（

四 防犯課（

五 鑑識課（

六 捜査運営課（

七 留置場の管理及び留置人に関する事務（

八 押送及び護送に関する事務（

九 移動警察に関する事務（

一〇 強行犯の捜査に関する事務（

一一 知能犯の捜査に関する事務（

一二 選挙犯罪の捜査に関する事務（

一三 暴力団犯罪の捜査に関する事務（

一四 犯罪手口に関する事務（被疑者写真票に関する事務（

一五 犯罪及び犯罪者の手配に関する事務（

一六 死体の検視及び見分に関する事務（

十三 前各号に掲げるもののほか、他課の所掌に属しない犯罪の搜査に關すること。

第九条 防犯課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪の予防に關すること。
- 二 少年の補導及び少年關係犯罪の取締りに關すること。
- 三 風俗営業及び風俗事犯の取締りに關すること。
- 四 質屋営業、古物営業及び金属屑営業の取締りに關すること。
- 五 銃砲刀剣類及び火薬類その他危険物の取締りに關すること。
- 六 経済関係法令違反の取締りに關すること。
- 七 麻薬及び覚せい剤關係事犯その他保健衛生關係法令違反の取締りに關すること。
- 八 密貿易事犯の取締りに關すること。
- 九 売春關係事犯の取締りに關すること。

十 めいてい者、家出人、迷子その他急患の救護を要する者の保護に關すること。

十一 酒によつて公衆に迷惑をかける行為の防止等に關する法律（昭和三十六年法律第二百三号）に規定する特別法犯罪の取締りに關すること。

十二 犯罪統計に關すること。

十三 前各号に掲げるもののほか、他課の所掌に属しない特別法犯罪の取締りに關すること。

#### (鑑識課の所掌事務)

- 一 現場鑑識に關すること。
- 二 指紋及び足こん跡に關すること。
- 三 指名手配及び指名通報の対照に關すること。
- 四 法理化学に關すること。
- 五 鑑識施設の整備及び運営に關すること。
- 六 その他犯罪鑑識に關すること。

〔主職 二職 副職 二正○四 八職 総計廿五人〕

（警備部の分課）  
第十二条 警備部に、次の三課を置く。

#### 外勤課

#### 交通課

#### （警備課の所掌事務）

第十二条 警備課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 警備情報に關すること。
- 二 警備方針の策定に關すること。
- 三 警備犯罪の捜査に關すること。
- （外勤課の所掌事務）
- 一 外勤勤務に關すること。
- 二 機動警ら及び機動通信に關すること。
- 三 水上警察に關すること。
- 四 警衛、警護及び身辺護衛に關すること。

五 列車その他の交通機関への警乗に關すること。

六 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に關すること。

七 警備実施に關すること。

八 非常召集に關すること。

九 災害情報に關すること。

十 防災機関との協力援助に關すること。

十一 機動隊の運用に關すること。

十二 緊急事態に対処するための計画及びその実施に關すること。

#### （交通課の所掌事務）

第十四条 交通課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 交通事故の運営に關する調査及び企画に關すること。
- 二 道路交通の規制及び交通事故防止対策に關すること。
- 三 道路交通関係法令違反の取締りに關すること。

00279

(第3種郵便物)  
記

00278

(第3種郵便物)  
記

- 四 交通安全施設及び交通安全教育に関する事。
- 五 運転免許及び運転免許試験に関する事。
- (警察学校の所掌事務)

第十五条 鳥取県警察学校（以下「学校」という。）に

- おいては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
- 一 初任巡査の教養訓練に関する事。
  - 二 現任警察官の教養訓練に関する事。
  - 三 学校施設の維持管理に関する事。

（課等の係の設置）

- 第十六条 本部の課及び学校（以下「課等」という。）の所掌事務を分掌させるため、課等に係を置く。

- 2 前項の係に關し必要な事項は、本部長が定める。

（部長）

- 第十七条 部に部長を置き、警視正又は警視の階級にある警察官をもつてある。

- 2 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

（課長及び校長）

- 第二十一条 鑑識課に、科学捜査研究室を置く。

（科学捜査研究室長）

- 第二十二条 警察署の課及び係の設置

- 第二十三条 警察署の事務を分掌させるため、警察署に課及び係を置くことができる。

- 2 前項の課及び係に關し必要な事項は、本部長が定める。

（警察署長）

- 第二十四条 この規則に定めるものほか、この規則の施行に關し必要な事項は、本部長が定める。

（委任）

この規則は、昭和三十七年十月十五日から施行する。

- 附 則
- 第一項の規則を次のように改める。
- 別表を次のように改める。
- （1） 警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則
- （2） 警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則
- （3） 警察職員の定員の配分に関する規則（昭和三十四年十月鳥取県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

- 第十八条 本部の課に課長を、学校に校長を置き、警視正若しくは警視の階級にある警察官又は事務吏員若しくは技術吏員をもつてある。
- 2 課長及び校長は、上司の命を受け、課等の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

（監察官）

- 第十九条 警務課に、監察官を置き、警視の階級にある警察官をもつてある。

- 2 監察官は、警務課長の命を受け、監察に関する事務を處理し、部下の職員を指揮監督する。

（刑事調査官）

- 第二十条 捜査課に、刑事調査官を置き、警視の階級にある警察官をもつてある。

- 2 刑事調査官は、捜査課長の命を受け、死体の検視、見分及び検証その他の調査事項を處理し、部下の職員を指揮監督する。

（科学捜査研究室長）

- 第二十一条 鑑識課に、科学捜査研究室を置く。

（科学捜査研究室長）

別表 定員配置表

職員別	警 察 官					一般職員
	警視	警部	警部	巡査	巡査	
課署別	1	1	1	1	1	5
秘 会 警 教 捜 犯 警 防 警 外 交 警 小	1	2	2	2	2	17
書 計 務 業 查 犯 警 備 勤 通 學	1	1	1	2	2	27
課 講 課 課 講 課 講 校 計	1	2	4	7	8	5
培 井 痘 痘 痘 痘 痘 痘	1	1	1	1	1	4
鳥取警察署	1	5	2	4	3	13
郡家警察署	1	2	8	13	21	20
智頭警察署	1	4	21	12	20	32
浜村警察署	1	2	3	3	2	40
倉吉警察署	1	3	4	2	2	21
八幡警察署	1	4	15	20	26	12
米子警察署	1	5	6	5	5	10
	2	3	5	8	4	8
	2	1	5	8	4	12
	2	1	3	3	1	6
	1	3	0	1	0	16

附 則  
この規則は、昭和三十七年十月十五日から施行する。

境港警察署	1	3	5	5	27	41	8
溝口警察署	1	1	2	3	14	21	3
黒坂警察署	1	1	2	5	15	24	4
小計	11	25	46	92	390	564	777
合計	24	45	78	132	411	690	1855

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
〔定価〕一部月額二五〇円(配送料共)  
印 刷 所

癸行日火金

卷之三

発行者 烏取県鳥取市  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
定価 一部月額二五〇円(配送料共)  
一丁目